

## 日本化粧品学会 発表時におけるCOI基準

共同演者含む発表者全員を対象とし、各自が発表時から遡って過去3年以内での発表内容に係る企業・団体とのCOI状態について、以下の基準に該当する場合には発表スライドおよびポスターへの記載により、開示することを必須とする。

COI 基準項目
① 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上(税抜)
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上(税抜)、あるいは当該株式の5%以上の保有と、その株式から得られる利益
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上(税抜)
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計50万円以上(税抜)
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上(税抜)
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体が提供する研究費(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に使途に決定し得る研究契約金の総額が年間100万円以上(税抜)のものを記載
⑦ 奨学(奨励)寄附金などの総額 1つの企業・団体から所属部局(講座、分野あるいは研究室など)に対して、申告者が実質的に使途に決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上(税抜)のものを記載
⑧ 企業などが提供する寄附 (共同研究)講座 1つの企業・団体からの実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が年間100万円以上(税抜)のものを記載
⑨ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上(税抜)